

「公共ホールの最適化に向けた取組方針（案）」について御意見を募集します

川崎市の公共ホールについては、施設・設備の老朽化やバリアフリーへの対応等の課題や、利用用途とホールが保有する機能との不一致等の課題があり、利用ニーズ等に対応した機能の提供が求められています。

そこで、利用状況等を踏まえながら、あるべき機能を検討するとともに、更なる施設利用の機会を提供することが可能となるよう、機能の適正配置（公共ホールの最適化）について検討を行ってきました。

この度、これまでの検討経過や今後の取組の方向性等を「公共ホールの最適化に向けた取組方針（案）」として取りまとめましたので、市民の皆様の御意見を募集します。

1 意見の募集期間

令和 7 年 11 月 28 日（金）から令和 8 年 1 月 16 日（金）まで

※郵送の場合は、当日消印有効です。

※持参の場合は、令和 8 年 1 月 16 日（金）の午後 5 時 15 分までとします。

2 意見の提出方法

郵送、持参、FAX、あるいは市ホームページフォームメールのいずれかで提出

※意見書の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名」及び「連絡先（電話番号、メールアドレスまたは住所）」を明記

【提出先】

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

川崎市総務企画局公共施設総合調整室（市役所本庁舎 8 階）

FAX 044-200-3627

市ホームページ <https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/170/0000181299.html>

市ホームページ



3 資料の閲覧及び配布場所

市ホームページ、各区役所、支所及び出張所の市政資料コーナー、各市民館、各図書館、かわさき情報プラザ（市役所本庁舎復元棟 2 階）、総務企画局公共施設総合調整室（市役所本庁舎 8 階）、川崎能楽堂、国際交流センター、川崎市民プラザ、男女共同参画センター

4 その他

- （1）意見書の氏名及び連絡先等は、意見内容を確認させていただく場合があるため、記載をお願いするものです。他の目的には利用せず、適正に管理します。
- （2）お寄せいただいた御意見に対して個別には回答をしません、市の考え方を内容ごとに整理・要約し、後日、市ホームページなどで公表します。
- （3）電話や来庁による口頭での御意見は受け付けていません。

問合せ先

川崎市総務企画局公共施設総合調整室 佐藤

電話 044-200-1228